

令和3年5月27日

関係者各位

再生債務者 株式会社J Cサービス
管財人 弁護士 深 山 雅 也

民事再生手続開始に関するお知らせ

拝啓 平素より株式会社J Cサービス（以下「当社」といいます。）の事業に多大なご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、本年3月24日に東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てをいたしました（令和3年（再）第10号再生手続開始申立事件）、本日午後4時30分、同裁判所より、民事再生手続開始の決定を受けましたのでお知らせいたします。

民事再生手続開始決定と同時に、民事再生法64条1項に基づき管理命令が発令され、当職が管財人に選任されました。管理命令の発令により、当社の一切の財産の管理処分権は当職に専属することとなりました。

今後は、当職において、従業員及び関係者の協力のもとに、当社の事業を継続して参ります。当社が取り組んで参りました開発案件につきましては、速やかに状況を把握した上で、最大限の収益の実現に向けて対応する方針です。

関係者各位におかれましては、引き続き、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

<本件に関するお問い合わせ先>

株式会社J Cサービス 管財人室

電話 03-3343-8783

（平日午前10時～午後5時まで）